

～資格取得・扶養認定の手続き～（健康保険資格について）

公立学校共済組合大阪支部（以下公共済）から、**資格確認書**（医療機関にて健康保険資格を示すもの）を交付します。

※65 歳以上 75 歳未満の方であって、後期高齢者医療制度の被保険者である場合は、公共済の健康保険に加入しないため、掛金を返金させていただきます。必ず資格担当までご連絡ください。

必ず行っていただく手続き

以下の＜提出書類＞を公共済資格担当まで提出してください。

資格確認書と併せてお送りしました「登録内容確認通知書」（氏名等が印字されているもの）には資格確認書の券面表示以外に登録された情報が印字されていますので、内容を確認してください。★印の必須項目が空欄になっている場合には、当該欄を記入のうえ、公共済資格担当まで提出してください。また万が一、印字済みの内容に誤りがある場合には、該当箇所を二重線で消し、朱書き訂正のうえ、公共済資格担当まで、提出してください。

※今回資格確認書が交付されたが、既に他に有効な公共済の組合員証・資格確認書・組合員被扶養者証をお持ちの場合は、当該旧組合員証等を以下の提出書類に併せて返却してください。

※任意継続組合員から現職組合員への資格変動の場合は、任意継続の資格喪失手続きを併せて行って下さい。（任意継続組合員のしおり参照）

※手続き方法 B の方で公共済以外の共済組合（私学共済を除く）から**老齢または障がい**を支給事由とする年金が決定されている方は、必ず年金担当までご連絡ください。

＜提出書類＞

1. 登録内容確認通知書（必須項目の追記・印字内容に訂正がある場合） 手続き方法 A・B 共通

氏名・性別・生年月日の訂正がある場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の写し等の確認書類を添付のうえ、資格確認書を併せてご返却ください。

2. 個人番号報告書（同封）過去に提出された方であっても今回の資格取得について提出が必要です。 手続き方法 A・B 共通

3. 年金加入期間報告書※（以下の HP より入手してください） 手続き方法 B の方のみ

※平成 9 年 1 月 1 日以降に公共済の組合員期間がある方は 3 の提出を省略できます。（作成方法については年金担当に問合せ下さい。）

家族を健康保険上の扶養に入れる場合の手続き（被扶養者の認定）

手続き方法 A・B 共通

被扶養者の認定が必要な場合、以下の＜提出書類＞を、事実発生日から 30 日以内に、所属所（登録内容確認通知書内記載）を通じて公共済資格担当へ提出してください。

※i 人事異動等により加入する健康保険が変更になった方、または、ii 既に公共済に加入していたが任命権者の変動等があり今回新たな資格確認書が交付された方についても、あらためてこの手続きが必要です。ただし、i・iiにあたる方で引き続いての被扶養者認定となる場合には、以下の＜提出書類＞を一定省略し、「1. 被扶養者【認定・取消】申告書」と「被扶養者認定に関する申立書（異動者用）」（以下の HP より入手してください）と申立書内に記載の確認書類の提出で被扶養者の認定を受けることもできます。

※任意継続組合員から現職組合員への資格変動の場合でも、被扶養者の認定には再度の手続きが必要です。この場合には書類の省略はできません。

＜提出書類＞

1. 被扶養者【認定・取消】申告書（以下の HP より入手してください）
2. 「教職員のための共済のしおり」または当支部 H P 内＜被扶養者の認定書類一覧表＞記載の添付書類

共済組合所定の様式について

☆公立学校共済組合大阪支部 検索⇒様式集（諸用紙のダウンロード）⇒組合員資格等関係の様式

☆被扶養者の認定または取消の要件や必要書類については、当支部 H P「刊行物⇒教職員のための共済のしおり」または「組合員資格・年金の手続き⇒被扶養者に関する手続き」を参考にしてください。



【お問い合わせ先】 <資格担当> T E L 06-6941-3164（直通）
<年金担当> T E L 06-6941-2864（直通）

「資格確認書」が交付されるまでに医療機関を受診した場合

公立学校共済組合大阪支部の「資格確認書」がまだ交付されていないときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費（保険適用分）の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

I 請求方法

◇「療養費・家族療養費請求書（注：共済組合所定の様式）」に次の書類を添付し、所属所を通じて公立学校共済組合大阪支部へご請求ください。

添付書類

- ①「領収書（原本）」
- ②「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」→「II 請求時の注意事項（1）」を必ずご確認ください。

II 請求時の注意事項

- (1) 上記添付書類②の「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」は、受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんのでご注意ください。
→「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」の発行については、受診された医療機関にお尋ねください。
- (2) 「療養費・家族療養費請求書（注：共済組合所定の様式）」は、診療月、医療機関、入院・外来、受診者ごとに作成してください。

医療費助成制度の適用に係る届出について

組合員資格を取得された方または被扶養者の認定を受けられた方が、居住地の市町村が実施している下記の医療費助成制度の適用を受けた場合は、速やかに医療担当へ「医療費助成制度適用の届出（注：共済組合所定の様式）」をしてください。

医療費助成制度の適用を受け、医療機関の窓口でのお支払いが免除又は軽減されたにもかかわらず、共済組合からの給付金が支給された場合は遡って返納していただくことになります。

なお、届出後において、更新により助成制度の有効期間が延長された場合や転居等により届出内容に変更があった場合も同様に届出をしてください。

◆障がい者医療 ◆乳幼児（こども）医療 ◆ひとり親家庭医療 ◆老人医療
※医療費助成制度の助成内容や申請方法等については、お住まいの市（区）町村へお問い合わせください。

（注）共済組合所定の様式は当支部ホームページからダウンロードできます。

→ HP 公立学校共済組合大阪支部 [検索](#)

→様式集（諸用紙のダウンロード）→「短期給付（限度額・医療・休業給付・出産等）関係の様式」

【 お問い合わせ先 <医療担当> 電話（直通）06-6941-2867 】

